

秋田赤十字病院外来レストラン・職員食堂業務委託仕様書

秋田赤十字病院（以下、「甲」という。）において、外来レストラン・職員食堂における食事等の提供を行う事業者（以下、「乙」という。）を公募型企画提案方式により選定するに当たり、当該企画提案に係る業務委託仕様を次のとおり定める。

1. 総則

本仕様書は、外来レストランおよび職員食堂の運営にあたり、甲が必要とする条件等を定める。乙が企画提案及び運営を行う際は、本仕様書に記載された内容を、原則として満たさなければならない。

2. 業務の目的

病院の建物内の一部を賃貸し、病院の理念や基本方針を認識し、患者や家族、その他来院の皆様、病院職員に対して、良質な食事サービスと癒しの空間を提供することを目的とする。

3. 賃貸借物件

(1) 賃貸借物件(業務を遂行する場所)

名称	秋田赤十字病院内	外来レストラン・職員食堂
	① 外来レストラン	209.34 m ² (63.43 坪)
	② 職員食堂	109.50 m ² (33.18 坪)
	賃貸借面積合計	318.84 m ² (96.61 坪)
住所	秋田県秋田市上北手猿田字苗代沢 222 番地 1	
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	

4. 業務内容

(1) 外来レストランにおける食事サービスの提供

- ① 外来者、来院者等への食事サービスの提供

(2) 職員食堂における食事サービスの提供

- ① 病院職員への食事サービスの提供

(3) その他

- ① 入院ドック(宿泊ドック)受診者への食事サービスの提供(朝・昼・夕) ※平日のみ
- ② 腎センター(外来透析患者)への配達弁当提供(昼・夕)

※昼=月曜～土曜、夕=月・水・金

5. 施設使用形態

定期建物賃貸借契約に基づく貸付スペースの賃貸借契約とする。

6. 委託契約期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 2 年間とする。

ただし、期間満了の2ヶ月前までに甲、乙のいずれかが契約を更新しない旨の書面による通告がなされた場合を除き、この契約期間の翌日から1年間契約を継続するものとし、その後も同様とする。また、運営上乙の責に帰すべき重大な問題が発生した場合は、契約の解除を可能とする。

7. 経費負担

(1) 経費分担については下表の通りとする。

内 容	甲	乙	摘 要
厨房機器維持管理費	○		
食器・小物等各種備品・消耗品		○	必要最低限の食器等については用意あり
洗浄機等専用洗剤代		○	
券売機		○	専用ロール紙等についても事業者側で購入
水道光熱費			検針による実費精算
外来食堂 電気代		○	
職員食堂 電気代	○		
厨房内電気・ガス・上水道代	○	○	折半
冷暖房空調費	○		
塵芥処理費		○	
日常清掃に係る費用			
外来レストラン、厨房		○	厨房内のフードフィルター含む
職員食堂	○		
グリストラップ・ダクト清掃費	○		
防虫・防鼠費	○		
通信設備架設費		○	店舗に架設する場合のみ
広告・店内装飾費		○	
床、壁、天井、空調設備等工事費	○		
店舗改修工事費		○	事前に甲の承諾を得た場合のみ可
その他諸経費		○	人件費、原材料費、商品仕入費等

8. 運営条件

(1) 営業日と営業時間

① 外来レストラン

 月～金曜日（平日） 11:00～17:00（予定）

 土日・祝日 11:00～14:00（予定）

② 職員食堂

 月～金曜日（平日） 11:00～15:00（予定）

 土日・祝日 11:00～14:00（予定）

※営業時間は、出店事業者の選定後、甲乙協議により調整することがある。

年末年始の期間は、病院との協議の上、営業日と営業時間について変更できるものとする。
その他、特別な理由による休業については、予め乙は病院の了承を得ること。

(2) メニュー

- ① 利用者の要望に応えられる適当な種類を用意すること。
- ② 提供食数を把握し、利用者に支障がないようにすること。
- ③ メニューごとに適温での提供を心掛け、利用者の満足度向上に努めること。
- ④ 衛生管理を徹底し、安全・安心な食事サービスを提供すること。
- ⑤ ランチメニューに関して、職員への周知を図るために毎月下旬に翌月の日替わりランチメニュー表を病院総務課に提出すること。

(3) 価格

外来レストラン、職員食堂で提供するメニューの価格は、市場価格や社会情勢を踏まえ適正な価格とすること。

ただし、職員食堂において提供するランチメニューに関しては、1食 400円～500円（消費税込）とし、変更を行う場合は病院と協議のうえで決定する。

(4) ドック食

宿泊ドックの受診者に対しては、下記のとおり、サービスを提供するものとする。

① ドック食の提供

- 1日目 昼食 : 外来レストランのメニューのいずれか1つを選択して頂き、提供する。
- 1日目 おやつ : パンとお茶を提供する。
- 1日目 夕食 : 予め健診部および病院栄養課と協議の上で決定したメニュー2種類から、1つを選択して頂き、提供する。
- 2日目 朝食 : 予め健診部および病院栄養課と協議の上で決定したメニュー2種類から、1つを選択して頂き、提供する。

② ドック食の料金

1人単価 2,800円(消費税別)とする。ただし、1日目の昼食が提供できない場合は1人単価 2,300円(消費税別)とする。

③ ドック食の提供食数

宿泊ドックの定員が10名であるため、1日あたり最大10名分の食事提供となる。

④ ドック食(夕食)メニューの選定

夕食のドック食については、年4回の変更を行う。季節に応じて肉料理・魚料理等2種類を用意するが、選定に際しては健診センター職員、病院栄養課職員同席の試食会等を行うこととする。

(5) 配達弁当

腎センター（外来透析患者）への配達弁当（月～土曜日、単価は500円(消費税込)）、食堂を利用することが困難な職員及び小児入院患者の付添い家族等への配達弁当について、提供可能なサービス

をできるだけ提案すること。

9. その他運営全般に係る遵守事項

- ① 外来レストラン・職員食堂で提供するサービスは、それを利用する患者や家族、病院職員の快適性向上であることを十分理解し、運営上の課題解決やサービス品質向上に努めること。
- ② 営業に際し、飲食店営業許可等を取得すること。
- ③ サービス提供に支障がないように従業員を配置し、外来レストラン・職員食堂に係る全てのサービスは病院での業務であることを十分認識した上で、清潔感のある身だしなみで業務にあたり、利用者に対しては、適切な接遇に努めること。
- ④ 外来レストラン・職員食堂は、乙が直接経営、管理するものとし、他事業者への再委託は認めない。
- ⑤ 利用者からの苦情等については、速やかに、また誠意をもって対応すること。投書によって甲がクレーム等を把握した場合は、甲から乙にクレーム内容を伝達する。クレームへの対応方法については甲へ報告のうえ、速やかに対応を実施すること。
- ⑥ 営業時間、メニューおよびサービス等について改善すべき事由が生じた場合には、甲と協議し、速やかに必要な措置を講ずること。
- ⑦ 乙において店舗の改修等を希望する場合は、提案書を提出するものとする。ただし、工事については、甲と設計および施工上の協議をし、承諾を受けた後に乙の負担により行うものとする。
- ⑧ 食品衛生法、病院管理上の諸規則その他関連法令を遵守すること。
- ⑨ 営業より生じる生ゴミ、その他の廃棄物については、乙の責任において適正に処理すること。
- ⑩ 従業員が自家用車等で通勤をする場合は、甲の駐車場の所定の箇所に駐車することを徹底し、外来患者やその家族の迷惑とならないように注意すること。
- ⑪ 営業に関し、甲が行う管理運営上の指示に従うこと。
- ⑫ 院内は敷地内を含め禁煙とすること。
- ⑬ その他、事前に必要な事項は、予め甲と協議すること。

10. 物件の引き渡し

- ① 現在の運営事業者の運営期間の終期が平成30年3月31日であることから、新規事業者への物件の引き渡しは、平成30年4月1日とする。
- ② 開店準備や業務の引継ぎは物件引き渡し前から行うこととし、新規事業者は本営業開始に向けて速やかなサービス提供の開始準備に努めなければならない。現在の運営事業者と次期事業者とは円滑な業務の引き継ぎに向けて、緊密な連携を図ること。

11. 損害賠償

- (1) 乙は、貸与を受けた設備等を故意または重大な過失により破損し、もしくは滅失したときは、これにより生じた損害を甲に賠償すること。
- (2) 乙は、本委託業務等において、その責に帰すべき事由により、健康上の被害または火災等の災害もしくは犯罪による損害を与えたときは、当該被害者に対してその損害を賠償するとともに、その

後の本業務運営に関して必要な措置を講ずること。

1 1. その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項については、契約締結までに甲と乙が協議し、新たな決定事項については契約書に追加する。
- (2) 契約締結後に契約書に記載のない事項について問題となった際は、甲と乙が協議のうえに対応を決定する。